

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和6年度第2回 芦屋市子ども・子育て会議
日時	令和6年10月8日(火) 午前10時～11時45分
場所	芦屋市役所分庁舎2階大会議室
出席者	会長 寺見 陽子 副会長 西村 真実、 委員 池永 直子、宮脇 百美、巽 愛子、武田 淳、西川 華奈子、 友廣 剛、山川 範、加藤 純子、武田 義勇貴、浜木 望、 ウイルソン 恵、大塚 洋平、山本 卓見、茶嶋 奈美 欠席委員 泉 恵美子、中田 伊都子
事務局	こども政策課 課長 三崎 英誉 課長補佐 筒井 大介 政策係長 中川 弘之 政策係主事 森本 明日翔
関係課	ほいく課 課長 平野 雅之 こども家庭室主幹(幼保連携担当課長) 長岡 良徳 こども家庭室主幹(保育向上担当課長) 篠原 あや こども家庭・保健センター長 廣瀬 香 こども家庭室主幹(健康増進・母子保健担当課長) 辻 彩 青少年育成課長 富田 泰起 青少年愛護センター長 上原 正也 ほいく課 施設整備係長 前川 陽之 ほいく課 施設整備係主事 鷺見 保乃香
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者○人中○人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0 人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<内容>

- (1) 第3期計画の原案について【協議】

2 提出資料

- 資料1 芦屋市子ども・若者未来応援プランあしや第1章
- 資料2 芦屋市子ども・若者未来応援プランあしや第2章
- 資料3 芦屋市子ども・若者未来応援プランあしや第3章
- 資料4 芦屋市子ども・若者未来応援プランあしや第4章
- 資料5-1 芦屋市子ども・若者未来応援プランあしや第5章
- 資料5-2 第3期教育・保育のニーズ量の見込みについて

3 審議内容

<開会>

(1) 開会の挨拶

【寺見会長挨拶】

(2) 会議運営上の説明

事務局中川：では、会議運営上の説明をさせていただきます。まず、本会議ですが、芦屋市情報公開条例第19条により、公開が原則となっております。また、議事録を公開し、本会議における発言の内容や委員名も公開することが原則となっております。つきましては、議事録を正確に作成するために、レコーダーにて音声を録音させていただきます。

また、本日は委員18名の内、16名に出席いただいております。過半数以上の出席がありますので、この会議は成立していることをご報告させていただきます。

寺見会長：ありがとうございました。それでは、本会議を公開とする件ですが、原則どおり公開でよろしいでしょうか。

【全員同意】

寺見会長：ありがとうございます。では、本会議は原則どおり公開として、これから進めさせていただきます。本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

事務局中川：本日、傍聴の方はございません。

寺見会長：では、このまま進めさせていただきたいと思います。事務局から本日の資料の確認をお願いします。

【資料確認】

<内容>

(1) 第3期計画の原案について【協議】

寺見会長：では、次第の内容1「第3期計画の原案について」事務局から説明をお願いします。

事務局中川：それでは、「第3期計画の原案について」ご説明させていただきます。

まず、資料1、第1章の4ページ目をご覧ください。子ども・若者計画に関するものとして、3の計画の策定体制の(2)青少年問題協議会に関する記述を追加しています。

5ページ目をご覧ください。(4)子ども・若者計画アンケート調査の実施結果を追加していますが、この結果の方は、現在、調整中でございます。

22ページ目をご覧ください。一番下の事業名「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」ですが、前回の資料では、令和2年度から令和5年度までの

巡回訪問回数を掲載していましたが、実施箇所数に修正しております。また、横の「4年間の検証・分析」欄について、対象施設は新規参入した施設になりますので、「新規参入した市内私立保育施設」と修正しております。第1章については以上です。

続いて、資料2、第2章の9ページ目をご覧ください。今回は、前回の子ども・子育て会議から（5）こども・若者を取り巻く状況に関する統計データを追加しております。第2章については以上です。

次に、資料3、第3章をご覧ください。前回から施策の方向性のタイトルを変更しましたので、ご説明させていただきます。

3ページ目をご覧ください。基本目標3の「こども・若者が地域で生活できるよう支援する」の、学童期・思春期の【施策の方向】になりますが、②、前は「こどもの医療の充実」としていましたが、「こどもの心身の健康・こころのケアの充実」に変更しました。次に、基本目標4「若者が自立できるよう支援する」の、青年期・ポスト青年期の【施策の方向】、②、前は「困難を有するこども・若者の自立に向けた包括的な支援」としていましたが、「こども」を削除し、「困難を有する若者の自立に向けた包括的な支援」に変更しました。第3章については以上です。

次に、資料4、第4章をご覧ください。前回の子ども・子育て会議にて、8月9日に開催しましたこども・若者ワークショップの結果を掲載する旨ご説明させていただいておりますが、結果についてご報告させていただきます。

はじめに、1の事業概要の（1）実施目的ですが、今回の計画の策定に際して、こども・若者からの意見を取り入れ、計画に反映させるため、芦屋市在住・在学の中学生から大学生を対象にこども・若者ワークショップを実施しました。（3）テーマですが、「自分自身が幸せな生活を送るために芦屋市にどうなってほしいか」「自分たちがやってみたいこと」としまして、（4）参加者は、ファシリテーターの学生を含め15名の方が参加されました。

次に、2のまとめについてですが、ワークショップでは、学校の校則見直し、コミュニティの充実、環境対策、健康管理、公共スペースの提供、ゴミ問題、地域交流、教育機会の拡充などについて意見が挙げられ、自由に本音で意見を発信すること、同年代や大人たちとの交流を深めること、地域全体の活性化を目指していくことなど計画とも関わる重要な論点についても意見交換が行われていました。

意見については次のページのようなイメージで掲載を予定しております。

続いて、第4章の構成についてご説明させていただきます。前は、項目ごとの「現状と課題」、「施策の方向性」をお示しさせていただきました。今回は現状と課題の下に、こども・若者ワークショップにて出た意見を「こども・若者ワークショップの声」として追加しています。それから、「施策の方向性」に対する「主な事業」を新たに追加しております。事業名につきましては、ホームページにて市の行政評価の内容を掲載しておりますが、原則その事務事業名と合わせております。

1ページ目をご覧ください。（1）こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有、の「現状と課題」の1行目から4行目にかけて、令和5（2023）年4月に施行されたこども基本法の基本理念にすべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を表明し、様々な活動に参加できることが規定されていること、同法第11条においても、こども施策に対するこども等の意見の反映をさせていくことが規定されている旨の記載を追加しました。

7ページ目をご覧ください。（6）児童虐待防止やヤングケアラーへの支援について、「現状と課題」の4段落目に、「近年、社会問題化しているヤングケアラーについては、子ども・若者育成支援推進法が改正（令和6（2024）年6月12日施行）され、

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として定義され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました」という記載を追加しました。若者ケアラーに対する主な事業としては、8ページ目に記載の「主な事業」の中にあります、生活困窮者自立支援事業（若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業）、カウンセリングセンター管理運営事業、子ども若者育成支援対策があたります。

16ページ目をご覧ください。基本目標3－(2) こどもの心身の健康・こころのケアの充実について、こちらは新規項目になります。「現状と課題」をご覧ください。

「健康づくりプランあしや」における施策評価では、かかりつけの小児科を持つ親の割合がわずかに減少傾向（1歳6か月児で96.7%から95.4%、3歳児で96.9%から95.9%）となっています。また、休日・夜間の小児救急医療機関を知っている人の割合もわずかに減少しています。こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、保護者への情報提供を行っていくことが重要になります。「施策の方向性」「主な事業」については、記載のとおりです。

18ページ目をご覧ください。(4) こどもにとって個別的な課題への支援の「現状と課題」について、いじめについては、令和4（2022）年度の全国の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約68万件、そのうち、重大ないじめ事案の発生件数は約900件と過去最多となっています。児童虐待については、令和4（2022）年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、219,170件（速報値）で、過去最多となっています。不登校については、小・中学校における不登校児童生徒数は増加傾向にあり、令和4（2022）年度は約299,000人で過去最多となっています。「施策の方向性」については、家庭・学校・地域及び関係機関が一体となって、いじめ防止や不登校対策の充実を図るとともに、障がいのある一人ひとりのこども達の状態や発達段階・特性等に応じた支援の充実を図っていきます。

19ページ目をご覧ください。「潮見中学校生徒会が全国いじめ問題子供サミットへ参加してきました」となっていますが、こちらに、潮見中学校生徒会が全国いじめ問題子供サミットへ参加されたときのことについてインタビューをしておりますので、その内容を掲載いたします。第4章については以上です。

最後に、第5章についてです。資料としては、資料5－1と資料5－2を用意してください。まず、3ページ目をご覧ください。(15) 産後ケア事業を追加しております。地域子ども・子育て支援事業として位置付けられるのは、令和7年度からになります。圏域は、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うための補助であることから、市全域とします。

6ページ目から16ページ目までの教育・保育の量の見込み、確保方策について、ほいく課施設整備係の前川よりご説明させていただき、私の方から17ページ目以降の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策についてご説明させていただきます。

関係課前川：ほいく課の前川です。よろしくお願ひいたします。資料5－1の6ページと、グラフの資料を手元にご用意いただけますか。

まず、資料5－1、6ページのところになります。(1) 教育・保育としまして、第3期計画の教育・保育の量の見込みについて説明させていただきます。本文では、2期計画に引き続きになりますが、市立幼稚園の在籍者が減少傾向にある一方で、保育所等については、「市立幼稚園・保育所のあり方」の取組により、年度当初の申込者数を上回る定員枠を確保したものの、依然入所待ち児童が生じており、認可保育所

の認定こども園への移行や教育・保育施設の定員変更により、入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応に取り組んできたことを記載しています。中央の表は、令和6年度4月1日時点の0～5歳人口と、就学前教育・保育施設の定員状況を記載しています。

次に、これらの現状を踏まえ、【今後の方向性】を記載しています。3期計画期間中も、市立幼稚園ニーズの減少傾向、保育ニーズの増加傾向は継続すると予想します。引き続き、動向を注視し、適切な提供体制の確保に努めたいと考えます。

次に、年度ごとのニーズ量の見込みと提供体制の確保について説明いたします。資料5-2をご覧ください。

1ページですが、就学前児童人口と需要率の推移として、中央の点線を境界に、左側に直近5年間の年度当初の0歳、1歳、2歳、及び3～5歳の人口を棒グラフで表示しています。また、実線の折れ線グラフのうちの「49.7」から始まっているもの、これが教育需要率で、1号認定子どもの人数を3～5歳の人口で割ったものになります。もう一方の色の薄い方の実線が保育需要率で、2号・3号認定子どもの人数を0～5歳の人口で割ったものになります。また、教育需要率の内訳として、点線の折れ線グラフを表示しています。細かい点線が幼稚園需要率、1号認定子どものうち幼稚園の在籍者を3～5歳の人口で割ったもの、もう一方の目の大きい点線がこども園の需要率、1号認定子どものうちこども園の在籍者を3～5歳の人口で割ったもの、になります。一方、点線の右側では第3期の計画期間である令和7～11年度までの就学前児童人口の推計値を棒グラフで表示しています。今回見込んだ1～3号認定のニーズ量から算出した教育・保育需要率を折れ線グラフで表示しております。教育需要率の内訳は、直近5年間の実績の増減率から今後の推移を算出したものになります。傾向としまして、この計画の(1)で記した通りなのですが、保育需要は、令和2年40.1から始まり令和11年53.2までおそらく増加傾向にあるだろうと、そして、教育需要の方は、令和2年49.7からスタートしたものの令和11年41.3ほどまでは落ち込むだろうという風に見ております。ご覧のとおり、全体傾向として、今後5年間の0～5歳人口は概ね横ばい、教育需要率は概ね横ばい、保育需要率は微増傾向となっております。

続きまして、それぞれの認定区分ごとのニーズ量の見込みを説明いたします。2ページをご覧ください。【1号認定子ども】についてです。タイトルの真下に「■ニーズ量の見込みの確定にあたって」と記載をしていますが、1号認定子どもは、アンケート調査から算出されたニーズ量の見込みのまま、特に補正をしておりませんので、「特筆すべき事項なし」としてしております。令和7年度の737人分のニーズ量が、令和11年度に向けて760人分になると見込んでいます。ニーズ量の増減は、算出の基となった人口推計の増減をなぞったものになります。

3ページをご覧ください。【2号認定子ども】についてです。こちらのニーズ量の見込みの算出にあたっては、2点補正を行いました。タイトル真下「■ニーズ量の見込みの確定にあたって」のAとイをご覧ください。まず1点目のAですが、2歳児の量の見込みが、3歳児以上(2号認定子ども)に持ち上がりが可能となるよう設定しました。芦屋市では、2歳児まで小規模保育事業所に入っている子どもは、卒園後の3歳になってからの転園先というものを100%確保しておりますので、ニーズも当然持ち上がるだろうということで、この補正をしております。こちらは、第2期計画と同様の補正内容を反映させたものです。2点目ですが、イに記載をしていますように、直近5年間の傾向を踏まえ、令和7～11年度に向けて、量の見込みが「概ね」増加するように設定しました。このことから、令和7年度の1,027人分のニーズ量が、

令和11年度に向けて1,066人分へと微増する見込みとしています。こちらも1号同様、人口推計の増減をなぞっています。

4ページをご覧ください。【3号認定子ども】についてです。こちらの「■ニーズ量の見込みの確定にあたって」も、先ほどと同様、2点の補正を行っております。まず1点目、0歳のニーズ量については、母親の就労状況によりまして、産休・育休・介護休業中の者の利用希望を除くという、第2期計画においても行った補正を行っております。そして2点目ですが、2号と同様に、令和7～11年度に向けて、量の見込みが増加するように設定しております。このことから、表の真ん中の点線の右側の棒グラフ、令和7年度の688人分のニーズ量が、令和11年度に向けて781人分へと増加する見込みとしています。

最後のページに、参考としまして、0～11歳の将来人口推計のグラフを添付しておりますので、またご覧いただければと思います。

資料5－2の説明は以上です。

続いて、資料5－1に戻ります。7ページをご覧ください。先ほどまでのニーズ量に対して、現状でどれぐらいの提供量（確保方策）が予定されているのかを令和7～11年度までお示ししております。この資料の見方ですが、各年度には4つの表を記載しており、7ページ上段が市全域、下段が山手圏域、8ページ上段が精道圏域、下段が潮見圏域となっています。それぞれの表の一番下に提供量（確保方策）からニーズ量を差し引いた「過不足分」欄があり、その数値に「▲」がついていれば、提供量（確保方策）が不足しているということです。

まず、7ページ上段の市全域をご覧ください。参考としまして0～5歳の人口推計が載っております。そしてニーズ量の見込み、先ほど表で説明した分のさらに細かい内訳の数字が記載されております。それに対して提供量というところ、これが各施設の定員の合計です。そして、一番下に過不足量とあるのが、提供量からニーズ量を引いたものになっていますので、例えば、市全域の令和7年度でしたら、2号だけ61人定員枠が足りていない、という見方になります。

9ページ以降に、令和8年度から、ずっと同じ内容で記載しております。令和8～10年度までの説明は割愛しますが、15ページをご覧ください。こちらが第3期計画最終年度の令和11年度の状態です。左上の表の市全域の一番下の行の「過不足分」欄に記載のとおり、不足がなくなっています。3期計画期間中の新たな施設整備は現時点で想定していませんが、計画最終年度において待機児童が発生しないようにという兵庫県からの指示もあり、計画上の不足分解消のため、仮の定員を設定した仮の施設を計上することで不足分を補っています。ただし、実際に整備が必要かどうかは、今後の人口の推移や教育・保育の需要の傾向をみて、慎重に判断してまいります。なお、現行計画同様、圏域ごとに見た場合、提供量が不足している部分もありますが、実際の施設利用に際しては、通勤経路や交通事情により必ずしも圏域内での利用に限らないことから、市全域での不足は生じないという考え方に基づいて、令和11年度までの間、入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへ対応するとともに、今後も引き続き就学前教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な提供体制の確保について検討してまいります。

1点補足なのですが、各年度の（参考）0～5歳人口推計となっている分ですが、通常各圏域の合計が市全域になるはずなのですが、端数処理の都合で、圏域の合計を出したものと市全域との数字が異なることだけは、ご説明させていただきます。

第5章の教育・保育の量の見込みについては、以上です。

事務局中川：続きまして、私の方から資料5-1、17ページ以降の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策についてご説明させていただきます。

17ページ以降の構成ですが、各事業の令和元年度から令和5年度までの実施状況、今後の方向性、令和7年度から令和11年度までの5年間の量の見込みと確保方策を掲載しております。全部で15事業ございます。

まず、18ページ目をご覧ください。(2) 放課後児童健全育成事業は、保護者の就労等のため、放課後、家庭において保護育成を必要とする小学生の健全育成を図るための事業です。実施状況を見ますと、年々登録者数が増加しています。しかし、令和7年度以降の量の見込みでは、令和7年度まで増加傾向にあります。令和8年度以降は少子化等の影響で登録者数の減少が見込まれています。今後の方向性については、保護者のニーズによっては登録児童数の増加の可能性もあるため、状況を慎重に見極め待機児童を出さないようにしていきます。

19ページ目をご覧ください。こちらは、学年ごとの量の見込みを掲載しております。

20ページ目をご覧ください。(3) 子育て短期支援事業は、保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設や里親宅において一定期間、養育及び保護を行う事業です。里親宅は、令和4年7月から受け入れ先として加えております。実施状況を見ますと、年度により実績値に変動があり、一番多い令和5年度で年間54日となっています。令和7年度以降については、年間延べ80日を見込んでおり、今後の方向性については、突発的、一時的に必要な状況になることが見込まれるため、引き続き、受け入れが可能な施設や里親の確保に努め、安定したサービスの提供が可能な体制を目指します。

25ページ目をご覧ください。(6) 病児保育事業は、病気や病後回復期のこどもで、就労等の理由により保護者が保育できない際に、こどもを預かる事業です。実施状況を見ますと、直近の実績では、令和3年度から実施箇所を増やしたことから利用人数が伸びております。令和7年度以降の量の見込みについては、就学前と小学生に分けてニーズ量を算出しておりますが、令和8年度までは700人近くのニーズが見込まれ、その後減少傾向にあります。今後の方向性については、現在の実施箇所数を維持し、様々なニーズを伺いながら、より多くの方に必要な時に利用していただけるよう取り組んでいきます。

27ページ目をご覧ください。利用者支援事業以下の事業については、アンケート結果から量を見込むものではないため、実績等から推計を行っております。(8) 利用者支援事業は、特定型と母子保健型の2種類実施しております。特定型はほいく課にて保育コンシェルジュが必要に応じて子育て支援に関する案内やサポートを行っております。母子保健型は、子育て世代包括支援センターにて保健師が妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートしています。実施状況を見ますと、現在、それぞれ1か所で実施していますが、令和7年度以降は、令和5年4月に設置しましたこども家庭・保健センターにて、「こども家庭センター型」として実施していきます。

28ページ目をご覧ください。(9) 妊婦健康診査は、母体や胎児の健康を確保するため、母子健康手帳の交付を受けた方や本市へ転入された妊婦を対象に、妊婦健康診査にかかった費用を助成する事業です。実施状況を見ますと、直近5年間では、少子化の影響で年々利用者数が減少しています。令和7年度以降の見込みについては、第2期までは、妊娠期間により2か年度にわたり健診を受けることからそれぞれの年度に1人として計上していましたが、第3期より推計値の算出に当たっては、1年度の

みの計上に変更しております。

32ページ目をご覧ください。(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、先ほど第1章でもお伝えしましたが、前回の資料では実施状況に巡回訪問回数を記載しておりましたが、対象施設数ですので、対象箇所数に修正しております。本事業については、アンケート結果から量を見込むものではないことに加え、事業の性質上も量を見込むものとしてなじまないため、算出は行っておりません。今後、国の動向や本市の実情を踏まえながら実施してまいります。

33ページ目をご覧ください。(14) 子育て世帯訪問支援事業について、令和4年児童福祉法改正により地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業となります。家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

34ページ目をご覧ください。(15) 産後ケア事業について、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行っています。令和2年度より実施しており、実施状況は記載のとおりです。今後の方向性、量の見込みについては、国からの方針が示されておりませんので、方針が示された後、記載いたします。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

寺見会長：ありがとうございました。本当にたくさんの量ですので、先ほどの事務局からの説明に対してのご意見やご質問などについて、各章ごとに受け付けていきたいと思っております。前回ご説明を聞いていただいていると思いますし、その時に色々なご意見を出してくださったことも勘案しながら、皆さんの方でご意見やご質問がありましたらお願いします。

まず、第1章についてです。

5ページ、調査期間等ですが、もうすでに調査は終わっているのに、●ではなくて記載できるのではないですか。

事務局三崎：調査自体は終わっております。数字としては原稿上に反映できていないという状態になっておりますので、最終的には数字が入ります。

寺見会長：第1章に関しまして、何かご質問等ございますか。

大塚委員：5ページ目③の回収状況ですが、当初この会議をしていた時に、今回から紙の配布を止めて電子でアンケート調査しますとなったと思います。それによって有効回答率が過去と比較してどのようなものであったのか、何か課題等出たのか、ありましたらご教授願います。

事務局三崎：今回ウェブ画面から回答していただく方法のみに変更させていただきました。結論としましては、5年前の令和2年の調査では紙媒体のみでしたが、その時より、回収率は下がっております。今回、統計上の全数調査ができていない、100%回答ではないので、すべての意見が確実に反映できているということを確実に言えないのが正直なところです。いただいたご意見を基に集計して方策につなげてはいますが、そこには必ず反映されていない意見があるものとして気を付けながら、慎重に今回の計画

を立てさせていただいております。紙媒体だけの時とウェブだけの時と、実際に試して結果が出ていますので、今後は、例えば紙媒体でもウェブでも回答できるようにするという組み合わせ方もできるのではないかと考えております。

友廣委員：第1章18ページの、放課後児童健全育成事業の右の文章の中で、真ん中あたりに、「学年毎の定員は設けておらず、学級ごとの登級率により各定員が増減する仕組みとなっている」と書いてありますが、よく分からないので、具体的に教えていただけますか。

関係課富田：こちらにつきましては、学級ごとに、規則上は45名といった形で定員を設けております。ただ、実際、放課後児童クラブの場合、すべての児童が毎日利用するわけではありませんので、前年度の登級率も考慮しまして、学級ごとの受け入れ可能な人数を毎年度計算しております。例えば、前年度の登級率が70%ということであれば、児童数を60名受け入れた場合であっても、70%の登級と考えると平均の登級人数が42名となります。規則で定める定員の枠内という形で受け入れをしたということで、登級率も加味しながら対応をしています。

寺見会長：友廣委員さん、いかがでしょうか。

友廣委員：今それがいいかどうかを言うことはできないと思いますけれども、それはまずいのではないかなと思います。

寺見会長：要するに、わかるか、わからないかです。

友廣委員：とりあえず、聞きました。今はそれでいいです。

関係課富田：補足ですが、登級率というか平均の出席人数の考え方は、国の方でもそういった考え方が示されておりますので、今現在は、この形の登級率を加味した受け入れ方は、特段問題はないと考えております。ただし、日によって人数も変わってきますので、過密にならないように、こどもたちの生活に支障が出ないようにという形で、日々現場では色々取り組み等はさせていただいているところです。

寺見会長：ありがとうございます。理屈はわかりましたが、定員は一応規定では45名で決まっているということであると、「定員は設けておらず」というのは要らないのではないかと考えたのですが。

武田(義)委員：全体の受け入れの数は決まっています。1年生はたくさんいると思います。そして学年が進むごとに減っていきます。設定してしまうと、他の学年は空きがあるので1年生はいっぱいだったら、何人か来ないでくださいになってしまうので、「学年毎の定員は設けておらず」は要ると思います。

寺見会長：全体の定員ではなく、「学年毎の」ということですね。わかりました。

山川委員：計画の中身ではないのですが、「こども」という表現が、前までは「子ども」と記載されていたのが、今回は「こども」とひらがな表記になっています。おそらく、国

の方で、こども基本法の制定やこども家庭庁の創設といった新しい動きがある中で「こども」という表現になると思うので、どこか第1章のところに、書く必要があるのかどうかはわかりませんが、私個人としては、表記方法について、「より親しみやすいように見直しをおこなった」といったことが書いてあってもよいのかなと思いました。

事務局三崎：「こども」の表記方法は、こども家庭庁から、今後はできるだけ平仮名で「こども」にするようにという通知が出ているものの、山川委員もおっしゃっていただいたように、一般の方が見ていただく時に何かしら分かるようにした方がよいのではないかと、というご意見を反映できるかどうかは、検討してみます。

寺見会長：おそらく書いた方がよいと、私も思います。これから平仮名の「こども」は一般化していきたく思いますので、これを機に表記した方がよいのではないかと。ただ、状況によっては、「子ども」と表記しないといけない場合もありますよね。なので、今山川委員さんがおっしゃられたように、何らかの対策、追記等あるとよいのではないかと思います。

茶嶋委員：こども基本法も平仮名の「こども」になっているので計画も「こども」としていますが、事業名で元々漢字の「子ども」を使っているものは、国の方もそのまま「子ども」の表記なので、そこは漢字を使っています。

寺見会長：その辺りも、全体的にご覧になって、「こども」と表記する部分と「子ども」と表記する部分があるということ、特に今までの法律に関するところは「子ども」となると思いますけれども、そういった説明を入れられるとよいかもしれません。

次に、第2章はいかがでしょうか。

保育の環境としては、2025年問題といいまして、少子化が深刻化して、いわゆる待機児童もいなくなって園も定員割れを起こすということなのですが、芦屋市さんがどのように推計を取られるのかということをおも興味深く聞かせていただきましたが、何かご質問ないでしょうか。

全体的に深刻な状況です。たぶんこれは芦屋市さんの問題だけではなくて、日本全国の問題だろうと思います。数値の読み方が国勢調査にも出ていて、核家族化や少子化といいますが、その中の状況が随分変わっています。かつての核家族論の中に、いわゆる単家族、つまり1人だけで住んでいるというひとり世帯が増えています。こどもの問題だけではない、高齢者が1人で住んでいるとか、若者が1人で住んでいるという核家族という様相が出てきていますので、そういうことも踏まえた数値の読み方をしていないと、ただ数値が増えた減ったでは語れないものがたくさんあるということです。

では、次に、第3章はいかがでしょうか。

ここは、国の政策がそのまま降りてきていますので、この枠組み自体は大きく変更するという事はちょっと難しいかと思えますけれども、それを芦屋市に適用させる形で展開することはないですか、ということです。

西村副会長、いかがでしょうか。

西村副会長：ここは、基本的な考え方ですので、今協議を持つところではないかなと、次にいった方がよいのではないかと思います。

寺見会長：はい。

資料4の若者のワークショップについて、皆さんの方で何かご質問ありますか。無いようですので、続いて、第4章はいかがでしょうか。

西村副会長：18ページ(4)こどもにとって個別的な課題への支援ということで、いじめの問題は大事な問題だと思います。主な事業の担当課として、ここには「人権・男女共生課」や「こども政策課」といった名前が上がっているのですが、いじめに関して、教育委員会がどうしてここに上がっていないのでしょうか。理由を教えてください。

事務局三崎：先ほど読み上げていただきました、●印をあえてつけさせていただいているところが、教育委員会の所管が実際事業をしておられる事業のシート名になっております。例えば学校支援課では、直接いじめ、重大事態に対しての事務などを実際にされておりますので、ここで教育委員会の取り組みをされているところを、事務の事業評価名で表示させていただいているという方法をとっております。

西村副会長：ありがとうございます。教育委員会の学校教育課ということでよろしいですね。では、ここに教育委員会と分かるように、●印ではなく◎にするとか、教育委員会がやっていますということがわかるようにされた方がよいと思います。人権・男女共生課やこども政策課と同じように並べてしまうと、市役所の中のどこかの部署の1つの課がやられているという風に見えてしまいますので、そこは文言を入れておいた方がよいと思います。

事務局三崎：子ども・子育て支援事業の範囲は○で、子ども・若者計画で取り扱っている事業は●印で、今はあえてわけているのですけれども、最終的にはこちらは同じマークになる予定です。

そして、メインの事業は教育委員会ではないですかというご指摘はごもっともなのかもしれないのですが、私共こども政策課の方でも、いじめ防止対策事業として、秋口に学校の方にのぼりを立てさせていただいたり、シールを配らせていただいたりという啓発事業もさせていただいております。いじめの重大事態が発生した時にメインで動いておられる学校支援課での対応ももちろんあるのですが、いじめが発生しないように動かしていくための居場所づくりであったり、啓発事業であったり、元々の人権を大切にしましょうという事業もありますので、そこは、市全体として、どこがメインということではなく、それぞれの役割分担があるので、全体としていじめの課題への支援をしていきたいということで、主な事業を掲げさせていただいているという作りになっています。ご指摘していただいたご意見が、特段のところ目立つようにするということができない可能性がございますので、その辺りはご了承いただけないかなと思っております。

茶嶋委員：市長部局か教育委員会か分かりにくいというのは分かるのですが、今回の計画というのは、「子ども・子育て支援事業計画」と「子ども・若者計画」を一体化して作っています。元々のそれら2つの計画の中でやっている事業を見ますと、わざわざ教育委員会どこどこ課とは書いていないわけです。ですので、今回は一体化してということもありますので、市全体として取り組んでいくべきものということで、私は、「教育委員会学校支援課」などは書かなくてもよいのではないかと考えています。

寺見会長：1つ質問いいですか。施策の方向性で●のものは、教育委員会系のところが担当するという理解でいいのですか。

事務局三崎：私が最初に、教育委員会系を●印という表現をしてしまったので申し訳なかったのですが、そうではなくて、今回●印で表示しているのは、第2期子ども・若者計画で取り扱っていた事業になります。

寺見会長：ありがとうございました。
では、次に、第5章はいかがでしょうか。

友廣委員：2つ質問します。

まず1つは、全体の説明で、この計画自体5年後に色々なことが解消できるように計画していますという説明がありましたが、それでいいのかなと思います。具体的に言うと、保育所のニーズの計画の説明で、令和7年とか8年とかは▲がついているけどそこはそのままいって、令和11年に解消すればいいという説明でしたが、この会議はそういう会議ではなかったと思いますし、解消できるのだったら今からちゃんと計画を立ててやっていただきたいと思います。

2つ目は、放課後児童健全育成事業の19ページ、このニーズの予測なのですが、5年前とまったく同じことを言わないといけないのかという情けない話ですが、学童保育のニーズについては減っていくという説明でした。附随事業も減らしていくような感じで書いてありますが、5年前もまったく同じように案が出てきていて、その時も、これからは少子化になりますので減ります、という説明でした。でも、再検討してもらったら、結局増えるように計画を変えました。5年前のことです。また同じことをしているのか、減らすでいいのでしょうか、ということです。まず全体として、学童保育というのは、保育所を利用した方々が基本的には利用されるし、保育のニーズが大体学童に上がってきます。そうしたら、今現在保育のところは、これからも増える傾向にあります、という説明がいたるところにありますけれども、何で学童保育になったらまた減るといふ話になるのか、しかも、人口減少だという理由しか書いていないのですけれども、そこを質問します。

関係課前川：1つ目にご質問いただきました、令和7年から8年の間でマイナスが出ているという話ですが、こちらは支援事業計画上記載できないのですが、実際各施設において、円滑化というところで受け入れ対応いただいております。そのようなところで、定員の120%程度を目安に受け入れることが各施設とも可能です。なので、各年度ともマイナスは出ているのですけれども、いずれも市全域で見たらその範囲内になります。ただ、その数字は計画上記載できないので、実際マイナスが出ています。そういった対応をしていきながら、当然施設を1つ作らないと定員が間に合わないということであるようであれば、計画の中間見直し等々もありますので、そこで検討していくという考えでございます。

関係課富田：先ほどご質問いただきました、18、19ページの放課後児童健全育成事業のところですけれども、ご指摘の通り、前回計画では、放課後児童健全育成事業の人数が、小学校の全児童数と放課後児童クラブの入会率で決まるのですが、今の計画では、こどもの数は減っているのですけれども、放課後児童クラブの入会率が今後上がっていくと

ということで、一定見込みは立てていたのですけれども、実際はそれ以上にニーズがあったところがございます。今後の5年間につきましては、非常に予測は難しいところではありますが、放課後児童クラブの入会率の方は、これまでの実績も含めて今後5年間も高くなるということで見込んでいますのですけれども、それ以上に、小学校全体の児童数の減少が、これまでの5年間以上に大きく減少することもありまして、今後5年間の見込みとしては、ゆるやかに減っていくという形で見込みを立てています。

友廣委員：1つ目の方ですが、5年間で弾力的にやっていきますからって、計画としてそれでいいのでしょうか。ちゃんと計画として、来年マイナスにならないように計画を立てるとというのがこの会議の話で、ここであるべき姿を出して、それを市ができたかできなかったという評価をするというのが、今年度の当初のA、B、Cがどうのこうのという分かりにくい議論もありましたけれども、この会議が市にこれだけやってくださいということについての評価をしているので、そこをきちんと分かっているのかなというのが疑問です。何とかしますからって、その状況を見て、もしたくさん来たら、そこから追加で計画を立てて、保育所を建てていきたいと思います、それは何年かかるんですか、という話です。今からちゃんと、分かっているのだったらそれに向けて計算するのがこの会議のあり方であって、ちょっとおかしいなと思います。

2つ目は、答えを聞いていると、やはりこどもが減るからという理由しか出てこないです。少子化って、いつから始まったんですか。2000年以前から始まっているんですよ。少子化になっているけれども、待機児童は増えていったじゃないですか。関係ないです。何で、こどもが減るからという、そればかりなのですか。そうではなくて、働きたい女性が増えるから、ニーズが増えるわけです。その部分をまったく考えていないと思います。

寺見会長：ありがとうございます。おっしゃる通りです。実は人口の問題というのは、こどもが減るだけの問題だけじゃなくて、婦人労働の問題も絡んでいます。女性の労働人口が増えていくために、少子化になっても預ける子が増えるかもしれないという、そういう可能性も、これからの経済状況を考えた時に、かなりあります。働き方改革が随分進んでいて、トータルな経済構造の問題が形成されていると思うので、これはやはり勘案すべきだと思います。ただ、私もいろいろな市を見ていますと、やはり待機児童も、放課後こどもクラブも波及されて、全体的に減少傾向にいくということは、どうもどの市でも抱えているということは現実です。そういう意味では、増えるかもしれないけれどもそれは一時的なものであって、恒常的に増えていくかどうかは、今は見えないと思います。これからの時代の流れを丁寧に読んでいかないと、計画倒れになってもいけないと、お話を聞きながら思いました。

友廣委員：全体的に減るからということで減る方向に話になっているかもしれないですけども、現状どうかといたら、定員オーバーしてパンパンなところってありますよね。弾力的に受け入れて定員の枠を取っ払うということで、来ない人は登級率を考えてという話も先ほどありましたけれども、現実、クラスによっては目いっぱいぎゅうぎゅう詰めのところがあります。この19ページの、提供量とニーズ量が一致しているというのも変な話です。なんで一致しているのですが、来た人をぎゅうぎゅうに詰め込んでいるから、一致するんですよ。なぜ一致しているんですか。でこぼこになっているのが普通です。提供量とニーズ量が一致しているということは、来た人は受け入れて、過不足は0にしますということだけを思って詰め込んでいるということだと思います。

す。

寺見会長：ありがとうございます。参考にさせていただきます。

その他に何かございませんか。

異 委 員：7ページの令和7年度の市全域の表と、最後15ページの令和11年度の表を比べますと、マイナスがなくなって待機児童がゼロということに見えるのですが、16ページの潮見圏域に関しましては、1号の3歳がずっと5年間マイナスのままになっています。潮見圏域から山手圏域に入る子というのは、ほとんど不可能というか、小さい子どもを抱えて坂道を上がってということができにくくて、実際、潮見幼稚園を3年保育にしてほしいという声はたくさんあります。今日の会議とは違うかもしれませんが、待機児童が数字上ゼロであっても実際は違うという、現場の声を聞いていただけたらと思います。

寺見会長：ありがとうございました。ぜひ現場の声を聞いていただきたいと思います。

西村副会長：資料5-2の4ページです。実績値と量の見込みの推移ということで、3号認定の子どもの見込みを出しておられるのですけれども、実績値は計測したらわかるけれども、量の見込みは本当に難しく、これはもちろん人口推計に基づいて算出されると思うのですけれども、令和6年の0歳児の実績値が83に対して、令和7年には132とほぼ1.5倍となっています。0歳児の保育所利用率というのは、育児休暇の普及や社会的背景により、ここ数年16%くらいで推移しています。それに対して1~2歳児の場合は、全体の59%利用しており、今後も着実に増加傾向にあります。そういった傾向も勘案しながら、ここの1~2歳児の算出というのはされているのでしょうかけれども、実際の年度が始まったらやはり保育所が足りないとか、入りたい保育所に入れないという問題が起こっています。その一方で、0歳児が、随分便利なところに立地している都心部の園でも、4月の最初に定員割れが起きていたりという状態も始まっているので、この量の見込みの立て方を、慎重に、現状に則した形で出していかれた方がよいのではないかと思います。特に、見込みに関しては、その見込み値を踏まえて次の計画を立てていくので、少子化の進行の方が早く、見込み値で立てた計画が、実際の年度になるとすごい乖離を起こしているということが実際に今も起きています。そのことについて検討を求めても、数値に基づいて計画を立てて決定しました、ということで、修正がききません。なので、今後は、実数値に基づいて修正ができるようにしてほしいです。計画を立てるのはもちろん大事ですが、計画を立てても、実際の値に基づいて修正を適宜加えていけるようにしないと、申し訳ないです、公立幼稚園も、今すごい定員割れを起こしている状態で、でも、これをどうにかしないと、と提案しても、前に計画で決められたからこれでいきます、という説明しか送ってこないです。それでは、現実とますます乖離していくし、対策を立てていけませんので、この見込みの曖昧さ、見込みが必ずしも実現しないということは、私達も痛いほど経験してきましたので、そこを踏まえた形で進めていってもらえたらと思います。

友廣委員：資料を数日前にもらっても検討のしようがないので、早くいただきたいです。送り方も、メールにURLをつけて自分でダウンロードして印刷していただきたいということで、それができない人もいます。

ウイルソン委員：資料4でこども・若者ワークショップというのがあったというのがわかって、とてもいいなと思いました。やるだけではなくて、計画の中にワークショップの声もり込んでいるのがとてもいいなと思いましたが、中学から大学までが対象ということでしたが、小学生の声もぜひ聞いてみたいと思いました。こんなに市の多くのサービスがあるというのも、もうあまり関係ないですけども市民としてわかったので、今まで知らなかったということもあるので、せっかく皆さんががんばって制作されているので、もっと広まればいいなと感じました。

武田(淳)委員：この資料を見せていただいて、私が思っていたことは皆さんに発言していただきました。例えば、統計の結果が現場の感じと何か違っていると感じていました。そのあたりも、西村副会長に発言していただいていたので、私から加えて意見はありません。ただ、例えば資料5-2を見てみると、需要率という言葉がありますが、需要率という言葉だけを聞くと、必要とされているのか、必要とされていないのかみたいなイメージがあって、そうすると、幼稚園は必要とされていないのかと、逆にこども園は必要とされていくのかと、いう感じにも見えかねない。需要率の今後の推移予想は過去の実績の数の変化で出ているということですので、例えば、一概にこれだけで今後の必要のあるなしを判断してしまうというのは避けていただきたいなと、これからもいろいろな側面を考慮し慎重に考えていただきたいなと思いました。

宮脇委員：私共の施設は、だいたい0歳と1歳のお子さんがいます。先日は、乳児の訪問を、市の方から紹介いただいたとあって連絡をいただいて、当施設を利用させていただきました。ママさんの中で、健康なママさんだけではなく、やはり不安に思っている方も多いなという印象があります。あと、意外とこういう資料や内容が伝わっていないと感じます。神戸市の方が充実している、という意見もちょこちょこ聞いたりますので、せっかくこの場にいさせてもらっているのでも少しでも改善できたらと思うのですが、毎回数字が多すぎて、これをどう理解してどう発言すればよいか分かりにくいなと思います。

池永委員：先ほどおっしゃっていた実数値に基づいての修正をという話で、精道こども園も、幼稚園と保育所が合併して、ニーズ量から1号認定、2号認定が算出されていったと思うのですが、実際は、2号3号がものすごくニーズが高いというのが実感としてあります。0歳の方が、育休が充実したので減っているという感じはしましたが、今年は妊婦さんとか、0歳を抱えた人の見学がものすごく多いので、社会が変わってきているのかもしれない。また、1号の方も、お金のためだけではなく、自分の生きがいといいますか、実はすごく働きたいという方が増えています。1日4時間でもいいからこどもと離れて勤めたいというのは、やはり社会のニーズ構図が変わってきたのかなというのは実感しています。

寺見会長：ありがとうございます。今後とも、何かご意見等ございましたら、事務局の方へお願いいたします。

事務局から何かございますか。

事務局中川：皆様、本日は限られた時間の中で、様々なご意見をいただきありがとうございました。

本日の議事録ですが、会議の冒頭でも申し上げましたとおり、会議の内容は全て公

開です。議事録が作成でき次第、皆様にお送りさせていただきます。会議から1か月以内の公開が原則ですので、議事録の確認にご協力をお願いしたいと思います。

今後の予定ですが、10月10日に教育委員会にこちらの原案がかりまして、その後青少年問題協議会、それから10月29日に、第1章の6ページにあります行政機関の計画策定体制というところで、「子ども・子育て支援事業計画」と「子ども・若者計画」の推進本部幹事会、翌月11月13日には推進本部会議を経まして、12月の市議会に諮る予定としております。なお、パブリックコメントの方ですが、だいたい12月中旬から翌年令和7年1月中旬まで、約1か月間実施いたします。その結果の方を、次の子ども・子育て会議に上げてございます。時期といたしましては、令和7年1月の下旬ごろを予定しておりますので、皆さんよろしく願いいたします。

寺見会長：ありがとうございました。

では、これもちまして、令和6年度第2回芦屋市子ども・子育て会議を終了いたします。皆様どうもありがとうございました。

<閉会>